

1. 契約参加資格者登録について

1.1 契約参加資格者登録について

2022～2024年度において、弊社が発注する「建設工事」「測量等」「物品製造等」の調達について取引を希望される場合には、あらかじめ「契約参加資格者登録」の申請を行い、「契約参加資格者」として登録を受ける必要があります。

- ※ 契約参加資格者登録は、取引を確約するものではありません。
- ※ 契約参加資格者登録申請においてご提出いただく申請書及び添付書類に記載されている事項については、契約参加資格の認定に使用する以外、申請者に無断で使用することはございません。

なお、会社情報及び弊社との契約実績につきましては、弊社グループ会社間のみで共有させていただきます。

1.2 登録の制限

- 弊社ホームページ「調達情報」→「2022～2024年度契約参加資格者登録の申請（随時登録）」→「2.申請にあたっての注意事項」の「登録の制限」及び「契約手続きに係る不正行為等防止約款」を必ずご確認ください。

1.3 契約参加資格の有効期間

2022年4月1日から2025年3月31日まで

- 有効期間内に「1.2 登録の制限」の各号のいずれかに該当した者、若しくは申請書に虚偽記載した者、登録を取り下げた者は同一有効期間内に再度申請することはできません。

1.4 登録の取消し

- 次のいずれかに該当する場合は、契約参加資格者の登録を取り消す場合があります。
 - ア 登録後、破産、倒産、債務超過した場合
 - イ 登録後、営業停止をした場合
 - ウ 法律に違反した場合
 - エ 契約参加登録を辞退する旨を申し出た場合
 - オ 約款に違反した場合